

令和6年11月23日

田川市民の皆様

田川市議会議員

香月 隆一 石松 和幸 小林 義憲  
佐藤 俊一 柿田 孝子 原田 誠  
梶原 みつ子 榊原 大祐 辻 智之  
村吉 勇介

議案第53号「田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更  
及び規約の変更について」等の議案に反対した理由等の説明

## 1 私達の基本的な考え方

私達は、田川市郡8か市町村で建設を推進してきた新ごみ処理施設や新最終処分場について、令和7年4月から稼働させることに一切反対しておらず、むしろ賛成の立場です。

標記議案には、田川地区広域環境衛生施設組合で共同処理する事務が規定されていますが、ごみ処理施設等を稼働させるために直接関係のあるものと、直接関係のないものが含まれております。

この直接関係のないものについて、将来的に田川市民が不利益を被る可能性が否定できないため、削除することについて、8か市町村長で再度協議調整を求めるために、標記議案に反対の意思表示をしたものであります。

## 2 標記議案の主な内容と私達の判断

標記議案は、一般廃棄物の処理（収集・運搬・処分）、一般廃棄物の収集及び運搬等に関する許可、スポーツ施設等の事務などについて、広域組合で共同処理しようとするものです。

一旦、広域組合で共同処理することが決まった事務について、田川市は、その事務に関する一切の権能（権利を主張し、行使する能力）を失ってしまいます。

田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更に係る新旧対照表

【私達の判断：○…賛成できる ×…反対・問題あり】

旧（現行）	新（改正案）	判断
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) し尿処理施設の管理運営に関する事務</p> <p>(2) し尿処理施設の総合調整に関する事務</p> <p><b>現状における問題点の一部</b></p> <p>(1)の「し尿処理の管理運営」に、し尿等の収集運搬業の許可権限が含まれるとの解釈により、広域組合が、令和6年度からのし尿等の収集運搬業の許可に係る地区割の見直しを実施。このことにより、多くの市民が困惑させられ、一部においてはし尿等の収集が滞るなど、し尿等収集運搬業に大きな支障を来しています。</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) ごみ処理に関すること。</p> <p>(2) し尿処理に関すること。</p> <p>(3) ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の管理運営に関すること。</p> <p>(4) 一般廃棄物の収集及び運搬を業として行おうとする者の許可及び浄化槽清掃業の許可に関すること。</p> <p>(5) ごみ処理施設に附帯して整備するスポーツ施設等の管理運営に関すること。</p> <p>(6) 前各号の事務の総合調整に関すること。</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>×</p> <p>×</p> <p>○</p> <p>×</p> <p>×</p> <p>○</p>

標記議案について、田川市議会は修正する権限を有してないことから、「可決」か「否決」かの二者択一の判断を下すこととなります。私達は、上記改正案の(1)から(6)までの全ての事務を広域組合で共同処理することは、現時点において、様々な問題があり、将来的に田川市民のためにならないとの判断から、標記議案には賛成できないとの意思を示しました。

また、これまで推進してきた広域で処分（焼却）する、ごみ処理施設や最終処分場を稼働させることには賛成であることの意味表示をした上で、上記改正案の(1)、(2)、(4)及び(5)を削除し、「(3)ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の管理運営に関すること。」と「(6) 前各号の事務の総合調整に関すること。」の二つの事務のみを広域組合で共同処理することについて、関係市町村間において再度、事実上の協議を行うことを求める決議文を議決し、田川市議会としての意思を明確にしました。

ここでしっかり御理解いただきたいのは、私達は、決して新ごみ処理施設や新最終処分場について、稼働させることを否定しているわけではないということです。

(詳しくは、4ページに記載の田川市議会が10月8日に議決した、決議文を御参照ください。)

### 3 標記議案において共同処理しようとする事務の主な問題点

#### ① ごみ処理に関すること

「ごみ処理に関すること」とは、ごみの収集・運搬・処分（焼却）が含まれます。しかし、実際は、ごみの収集・運搬は8か市町村で実施するということが、8か市町村の首長会議で確認されているとのこと。よって、市内の家庭ごみの収集・運搬は、今後も田川市が民間委託する方法により実施していくとの説明がありました。

しかし、事後的に「ごみ処理に関すること」の解釈が変更される可能性は否定できず、将来的に様々な問題になることが想定されます。このような解釈の余地を残す曖昧な規定は、認めることはできません。

#### ② 一般廃棄物の収集及び運搬を業として行おうとする者の許可及び浄化槽清掃業の許可に関すること

一般廃棄物とは、「ごみ」と「し尿」のことです。広域組合は、現在の共同処理する事務に規定されている「し尿処理施設の管理運営」という文言に、「し尿等の収集運搬業の許可権限」が含まれるとの解釈により、既に許可に関する事務を行っています。よって、今になって、新たに共同処理しようとする事務に「許可に関すること」を規定する必要性が理解できません。

また、広域組合が実施したとされる令和6年度からのし尿等の収集運搬業の許可に係る地区割の見直しにより、多くの市民が困惑させられ、一部においてはし尿等の収集が滞るなど、し尿等収集運搬業に大きな支障を来しています。田川市役所には、数百件の相談や苦情が寄せられ大混乱を引き起こしました。このことは、皆さんも記憶に新しいことと思います。

しかしながら、広域組合内において、この問題に係る反省がなされ、課題の整理及び対策の検証が行われたのか全く分かりません。また、現在においても困っている市民に対して「広域組合」は具体的な対応策を講じていません。

このような状況で、「し尿」に加え「ごみ」の収集運搬業の許可権限までも認めた場合、将来的にさらに市民が困惑するような事態が起こる可能性は否定できないことから、この許可権限についても認めるわけにはいきません。

#### ③ ごみ処理施設に附帯して整備するスポーツ施設等の管理運営に関すること

田川市が大任町に建設を委託した施設は、ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の3施設のみで、サッカー場などのスポーツ施設等は含まれていません。（田川市執行部の見解）

しかし、将来的なごみ処理施設の代替地にサッカー場などのスポーツ施設等が既に建設されようとしています。この建設及び費用負担の根拠が不明のままです。

地元対策は必要ですが、このような状況で、サッカー場などのスポーツ施設等の完成後の維持管理について、議論することはできません。まずは、建設及び費用負担の根拠を整理すべきです。

田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する決議

田川地区8市町村の共同で建設しているじん芥処理施設及び埋立処分施設が令和7年4月1日から稼働することに伴い、関係市町村長よる事前の協議を経て、議案第53号「田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」が、令和6年第3回田川市議会9月定例会に上程された。

令和7年4月1日から田川地区広域環境衛生施設組合（以下「組合」という。）で共同処理しようとする事務については、当該議案に添付されている組合格約の一部を変更する規約（案）に次のとおり記載されている。

- (1) ごみ処理に関すること。
- (2) し尿処理に関すること。
- (3) ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の管理運営に関すること。
- (4) 一般廃棄物の収集及び運搬を業として行おうとする者の許可及び浄化槽清掃業の許可に関すること。
- (5) ごみ処理施設に附帯して整備するスポーツ施設等の管理運営に関すること。
- (6) 前各号の事務の総合調整に関すること。

田川市は、じん芥処理施設及び埋立処分施設の総合調整に関する事務を共同処理する田川郡東部環境衛生施設組合に加入するとともに、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、これら二つの施設の建設に関する事務を大任町に委託することで、一般廃棄物を田川地区で共同して処分することを進めてきた。

したがって、今般、じん芥処理施設及び埋立処分施設が令和7年4月1日から稼働することに伴い、上記記載の組合で共同処理しようとする事務のうち、(3)の「ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の管理運営に関すること。」と、それに伴う(6)の「事務の総合調整に関すること。」を規定することは理解できる。

しかしながら、それら以外の組合で共同処理しようとする事務については、当該議案の付託を受けた本市議会厚生委員会における審査において、さまざまな問題等が指摘されており、現時点において認めることは困難である。

以上のことから、じん芥処理施設及び埋立処分施設を令和7年4月1日から稼働させるために必要な下記の二つの事務のみを組合で共同処理することについて、関係市町村長において再度協議調整することを求める。

記

- 1 ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の管理運営に関すること。
- 2 上記事務の総合調整に関すること。

この2つの事務のみにしぼることを求めました。

以上、決議する。

令和6年10月8日

田川市議会

**最後に、以上のことから、私達は、令和7年4月から新ごみ処理施設等を稼働することに反対していません。新ごみ処理施設等の稼働に直接関係ない事務について、様々な問題があるため、8か市町村長で再度協議調整し、まずは、新施設のみを稼働させることから始めることを求めただけです。**